

# 父母合意で「共同親権」も

## 離婚後養育 法制審部会で議論へ

離婚後の子どもの養育について検討する法制審議会(法相の諮問機関)の家族法制部会が、「共同親権」を導入する方向で議論を進める見通しになったことが、関係者への取材で分か

った。父母双方の真摯な合意が確認できた場合、共同親権を選べるようにするこ

とが軸。どちらか一方の「単独親権」のみとする現行民法が見直される可能性が出てきた。

関係者によると、十八日の部会では「真摯な合意がある場合も、単独親権のみを維持するのは合理性がない」といった意見が多かった。一方、複数の委員が共同親権に強い反対意見を示

した。このほか、共同親権導入の方向性には理解を示しながら「慎重に検討すべきだ」と留保を示した委員も複数おり、合意がきちんと確認できるかや、ドメスティックバイオレンス(DV)があるケースで被害者を保護できるかなど詳細が決まらないと議論できないとの指摘があったという。

部会は今後、真摯な合意を確認する具体的な方策などを検討し、裁判所が関与する仕組みも視野に入れる。適切な方策が見いだされれば、親権に関する現行法が見直される可能性がある。

共同親権は、父母双方が子育てに関与できるようにすべきだとの考えや、親権争いから起きる子どもの「連れ去り」を避けられるとの考えから支持する声がある。一方、DVの被害者からは、元配偶者との関わりを避け、子どもの安全を守りたいとして反対意見が根強い。

意見の対立が激しく、二〇二二年十一月に部会が示した中間試案は①共同親権と単独親権を選べる②現行の単独親権のみを維持①の案を併記。さらに①は共同、単独のどちらを原則、どちらを例外と位置付けるかなどで案が分かれていた。